

**「出雲あーけーど市」出店参加促進による賑い創出事業特区**  
(申請者：出雲あーけーど市運営委員会)

## 1. 申請内容

### (1) 事業内容

出雲市今市町の中町・扇町商店街を歩行者天国にし、露店による市を開催する。同時に観光案内コーナーの設置や市内授産施設の加工品の販売・PR等を行う。

### (2) 特区の範囲

・「市道上町扇町線」出雲市今市町606地先から815地先まで

### (3) 目指す地域活性化

高齢化率が高く独居高齢世帯の増加地域でもある今市町に8年間も継続して開催している「あーけーど市」は、地域住民に溶け込み、継続が期待されている。

この特区申請を期に、更に新規出店を増やしたり、高齢者に優しいイベントなどを充実する計画であり、高齢者に常に地元で買い物ができることの安心感を与えていく。

### (4) 求める措置の内容

#### ① 道路使用許可単位の緩和

道路使用許可申請の手続きについて、事業の主催者である出雲あーけーど市運営委員会による包括1件申請が行えるようにすること。

(関係法令等：道路交通法、道路法)

#### ② 道路使用許可申請に係る許可期間の緩和

道路使用許可期間を、3ヵ月に延長することを可能とすること。

(関係法令等：道路交通法、道路法)

#### ③ 道路使用許可申請手数料の免除

道路使用許可申請にかかる手数料の免除。

(関係法令等：警察に関する手数料条例)

## 2. 対応方針

この事業は、事業計画書に基づく出雲あーけーど市運営委員会の一体的な事業であり、計画的に実施されることや、出店者からの出店料を学校との連携による児童の職業体験学習プログラム等に充当すること、観光案内コーナー等の公益的な関連ブースの出店等により事業に公益性が認められることから、規制を緩和する。

### (1) 道路使用許可単位の緩和

出店者ごとの申請 → 主催者による包括一件申請 (規制緩和)

### (2) 道路使用許可期間の緩和

1ヵ月単位 → 3ヵ月単位 (規制緩和)

### (3) 道路使用許可申請手数料の免除

申請者ごとに手数料納付 → 手数料免除 (規制緩和)

## 《 詳細 》

### (1) 道路使用許可単位の緩和

- ・道路使用許可単位【出店者毎の申請 → 主催者による包括1件申請（規制緩和）】

（現行）露店等の許可単位（申請単位）は、原則として、道路を使用する一つの行為について1件の許可として取り扱っている。

（対応）対象事業については、出雲あーけーど市運営委員会（以下「運営委員会」という。）から、出店者の募集・決定から実際の出店管理までを運営委員会の一体的な事業とする事業計画書が提出されており、この計画書に基づき主催者である運営委員会による管理・運営の徹底が図られることから、主催者の包括1件申請を認める。

### (2) 道路使用許可期間の免除

- ・道路使用許可期間【1ヵ月単位 → 3ヵ月単位（規制緩和）】

（現行）道路管理上、現在の道路使用許可期間は最長1ヵ月としている。

（対応）対象事業は、事業計画に基づき計画的に実施されることから許可期間の延長を認める。期間は事業計画書のとおり出店者の把握が可能であり、新規参入者の出店も見込める3ヵ月とする。

### (3) 道路使用許可申請手数料の免除

- ・道路使用許可申請手数料の納付【申請者毎に手数料納付 → 手数料免除（規制緩和）】

（現行）祭礼、縁日等で露店等を出店するときは、1件につき2200円の道路使用許可の手数料を徴収している。

（対応）事業計画書によると、学校との連携による児童の職業体験学習プログラムや市内授産施設の加工品の販売・PR等が計画されており、これらの活動に出店者からの出店料の一部が充当される予定である。

また、出雲市も運営委員会のこの取組みは、周辺生活者を中心に多くの人に支持され、中心市街地の活性化に寄与する公益性の高い事業と考えており、必要な協力をしていく意向である。

これらのことから、対象事業は公益性が高い事業と認められるので、手数料条例の減免規定を適用する。

### (4) 道路占用許可関係（出雲市）

- ・対象となる道路の管理者は出雲市であるが、道路使用許可と同様に包括1件申請を認めることとしている。
- ・道路占用料については、恒例による祭典、縁日、売出により屋台等を設ける場合であってその占用期間が7日以内のときは全額免除している。